広町緑地取得・温水プール契約
都市計画税率引き上げなど可決

市長から不動産の取得、特定事業契約の締結及び条例の一部を改正するための議案などが提出され、審議の結果、いずれも可決しました。主な議案の内容と審議内容は、次のとおりです。

《不動産の取得》

◎（仮称）鎌倉広町緑地用地

当該用地を、神奈川県と共同取得するものです。土地の所在は腰越字広町千六百九十三番ほか八十六筆で、面積は神奈川県との共同取得面積十五万九千六百八・二八平方㍍のうちの鎌倉市分九万四千四百六十一・六五平方㍍、取得価格は二十八億九千九百九十七万二千三百五十四円です。なお、当該用地の総取得価格は、鎌倉市分に神奈川県分の二十億円と、鎌倉市土地開発公社分を合計した、百十二億八千六百十二万七千七百十七円となります。

議会では、次のような意見に分かれました。

一つは、本議案の基になる土地売買仮契約書の内容が、法令や本市の条例規則に照らして基本的に適切さを欠くところがあるので、再度、契約相手と協議した上で条例規則に基づいた形で契約をし直すべきであること、山一土地の解散・特別清算は広町緑地の買収価格を引き下げるに値する状況の変化であるにもかかわらず、基本的方向どおりの高額での買い取りを認めることは市民に対する議会の背信であると考えるので、本件はいったん凍結すべきであることなどから反対するというものです。

もう一つは、広町緑地を都市林として残すことが二十年来保全を望んできた市民そして議会の総意であり、今回の買収価格も適正であると考えるので、特別清算中の株式会社であっても法的に契約相手としての瑕疵（かし）がない以上、契約を進めるべきであり、神奈川県から共同取得という形で二十億円の支援を受けられるこの機会を逃すべきではないとして賛成するとの意見に分かれましたが、多数の賛成により可決しました。

このほか、「（仮称）常盤山緑地用地」「六国見山森林公園用地」取得議案を多数により、「市立御成小学校校舎及び体育館」取得議案を総員の賛成により可決しました。

◎特定事業契約の締結

（仮称）山崎地区屋内温水プール施設整備事業に係る特定事業契約を、鎌倉温水プールＰＦＩ株式会社と締結するものです。

【文教常任委員会での審査】

委員会では、ＰＦＩ手法による実施決定からの経過を踏まえ、その手法の性格や効果、継続性などを精査するとともに、事業者選定の妥当性についてただすなど審査した結果、次のような意見に分かれました。

一つは、施設整備を進めることは理解するが、周辺の道路問題を解決することなくしては賛成できないので、表決には加わらないというものです。

また一つの意見は、市民待望の施設建設に向けて、行政と議会が一体となって監視しながら、民間事業者のノウハウと資金を使って事業を推進していくことが重要であることから本議案に賛成するというものです。

またもう一つの意見は、優先交渉権者グループには、当初他の地方自治体での贈収賄事件に関与した企業が含まれており、また、事業の資金確保や継続性にも不安があることからこの契約は認められない。さらに施設整備とともに周辺の道路問題を解決することが行政の責任であることから、本議案に反対するというものです。

委員会では、採決の結果、可否同数となったため、委員長裁決により否決しました。

【本会議において議案を可決】

十月二日の本会議において、委員長から委員会における審査結果が報告され、討論に続き、採決を行った結果、多数の賛成により可決しました。

◎財産の無償貸付

（仮称）山崎地区屋内温水プール施設整備事業について、同事業用地を無償で貸し付けるものです。

本議案についても、特定事業契約の締結議案と同様の立場から意見が分かれましたが、文教常任委員会では否決され、本会議においては多数の賛成により可決しました。

《条例の一部改正》

◎鎌倉市市税条例の一部改正

将来にわたり健全な財政運営を行い、同時に計画的な都市基盤整備を進めるため、現行の都市計画税率百分の〇・二五を制限税率である百分の〇・三に改めるものです。

議会では、次のような意見に分かれました。

一つは、高額な広町緑地の買収はすべて市民の負担になり、市はこの問題の対策を考えずに買収を進める中で、増税となる都市計画税の税率引き上げは理解できないものであること、市民への経済的負担となる税率引き上げは納得がいかないので、市民の生活を守る意味から撤回を求めるというものです。

またもう一つの意見は、一層の行財政改革の推進を一つの条件として、今回の税率引き上げはやむを得ないものであること、税率引き上げは理解するが、行政として税率を引き上げなければならない状況を市民に説明するとともに、増収分を基にメリハリのある施策を速やかに行うよう要望した上で賛成するとの意見に分かれましたが、多数の賛成により可決しました。

可決した意見書

議会は、地方自治法第99条の規定に基づき、地方公共団体の公益に関する事件について意見書を提出することができます。今定例会では次の意見書を可決し、鎌倉市議会として内閣総理大臣及び関係省庁などに送付しました。

外国船舶の船主責任保険への加入を義務づける法制度等の整備に関する意見書

近年、我が国沿岸において外国船舶が座礁したまま放置される問題が相次いでいる。船舶の座礁等による損害の賠償や船舶の撤去等は、本来、船舶所有者等が責任を持って対応すべきものであるが、それらの費用を補償する船主責任保険への加入については、一定の大きさ以上のタンカーを除く船舶については義務づけが行われておらず、国内の港に入る外国船舶の船主責任保険への加入率は北朝鮮やロシアを初めとして低率にとどまっているのが現状である。

我が国沿岸で座礁し、これまでに撤去された放置船舶の多くも船主責任保険に未加入であり、船舶所有者等にかわって撤去費用を国と地方公共団体が負担する場合が多くなっている。こうした状況を放置すれば、特に地方公共団体に大きな財政負担を強いることになるため、国内の港に入る船舶に対しては、原則的に船主責任保険の加入を義務づける対策が強く求められているところであり、先ごろ国土交通省においても放置座礁船対策の基本的方向がまとめられたところである。

よって、政府におかれては、放置座礁船による損害に対する船舶所有者等の責任を明確にするため、外国船舶の船主責任保険への加入を義務づけるとともに、無保険の船舶の入港を禁止するなどの措置を含む法制度等について早期に整備されるよう強く要望する。

陳情４件を不採択

【全会一致で不採択】

◇植木子ども会館・子どもの家（仮称）の建設反対についての陳情

◇山崎地区温水プール設置事業についての陳情

【多数により不採択】

◇鎌倉市の私学助成制度拡充を求めることについての陳情

◇高額医療費制度の改善を求めることについての陳情

このほか、「鎌倉市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例」「鎌倉市職員の給与に関する条例」「鎌倉市旅費支給条例」の一部改正議案を、総員の賛成により可決しました。

《その他の議案》

「市道路線の廃止」「市道路線の認定」「損害賠償調停事件の和解」議案を、総員の賛成により可決しました。

公平委員会委員

市長から公平委員会委員の選任についての議案が提出され、議会では総員の賛成により同意しました。選任された方は、次のとおりです。

鈴木光春氏（西御門在住）

任期は平成十五年十月二十九日から四年間です。

常任委員会等の新たな委員構成

委員会名	委員（◎委員長　〇副委員長）		
総務常任委員会	◎福岡　健二 白倉　重治 小田嶋敏浩	〇伊藤　玲子 古屋　嘉廣 清水　辰男	森川　千鶴
文教常任委員会	◎伊東　正博 澁谷　廣美 松中　健治	〇三輪裕美子 髙橋　浩司	児島　晃
観光厚生常任委員会	◎中村聡一郎 吉岡　和江 野村　修平	〇松尾　崇 藤田　紀子 前田　陽子	大村　貞雄
建設常任委員会	◎赤松　正博 千　一 和田　猛美	〇岡田　和則 大石　和久 嶋村　速夫	助川　邦男
議会運営委員会	◎野村　修平 大石　和久 吉岡　和江 助川　邦男	〇中村聡一郎 松尾　崇 古屋　嘉廣 赤松　正博	三輪裕美子 髙橋　浩司
議会広報委員会	◎松尾　崇 中村聡一郎 小田嶋敏浩	〇三輪裕美子 大石　和久	伊東　正博

12月定例会は、12月３日(水)に開会予定です

請願・陳情の提出について

本市議会では、各定例会での請願・陳情の審査に当たり、受付期限を設けています。

12月定例会の受付期限は12月２日（火）です。

受付期限内に提出されたものは、12月定例会で審査されます。

上記の受付期限を過ぎて提出されたものは、原則として次回定例会での審査となります。

なお、請願・陳情には、定まった様式があります。議会事務局までお問い合わせください。

編集後記

秋晴れのすがすがしい日、近所の小学校から運動会の行進曲が聞こえてきました。

そして鎌倉では観光客で賑わう季節。十月八日・九日には鎌倉三天イベントの一つ、鎌倉薪能が行われました。

さて、今議会では冒頭に、正・副議長、監査委員の三役が決まり、各常任委員会もメンバーが一新され、新たな体制がスタートしました。

新体制の下、広町緑地の買い取りや都市計画税の増税、温水プールの建設など、数々の重要課題が議題になり、約一カ月間、白熱した議論が展開されました。

議会広報委員会もメンバーが変わり、より一層、皆様に親しみやすい情報発信を心がけて参りますので、今後ともよろしくお願い致します。（Ｔ・Ｍ）

議会広報委員会

R100 古紙配合率100%再生紙を使用しています